

議案第 62 号

伊賀市斎苑条例の一部改正について

伊賀市斎苑条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 29 年 6 月 5 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市斎苑条例の一部を改正する条例

伊賀市斎苑条例（平成 16 年伊賀市条例第 154 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を後納とすることができる。

- (1) 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）第 7 条第 1 項の規定により使用するとき。
- (2) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 9 条第 1 項の規定により使用するとき。

第 8 条中「(昭和 23 年法律第 48 号)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。